

# 第4次さいたま市 一般廃棄物処理基本計画 (改定版)

～めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造～

令和5年3月

## 概要版

## 一般廃棄物処理基本計画とは

本計画は、長期的・総合的な視点から一般廃棄物の減量・資源化に関する方針や目標、施策を定めたものです。

### 計画改定の目的

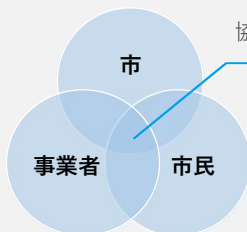
策定から5年が経過し、この間本市の人口の増加や新たな法律が施行されるなど、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化したため、第4次計画を改定しました。

- 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画」は、平成30（2018）年に策定後5年が経過し、この間、本市の人口は増加を続け、令和3（2021）年度実績で推計値より約45,000人増加し、ごみの排出量も令和3（2021）年度実績で目標値より約6,000トン増加する状況となっています。
- さらに、令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、在宅勤務やテイクアウトの増加、事業活動の縮小等、第4次計画策定時から廃棄物の排出に影響を及ぼす社会情勢の変化がありました。
- 加えて、令和元（2019）年10月1日に**食品ロスの削減の推進に関する法律**、令和4（2022）年4月1日に**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律**が施行されるなど、ごみ処理を取り巻く環境も大きく変化しました。
- こういった状況を受け、第4次計画を見直し、今回新たに「**プラスチック資源循環促進法への対応**」、「**使用済み紙おむつのリサイクルへの対応**」、「**ごみ処理手数料の適正化**」、「**最終処分場の延命化**」を新規項目とし、さらにSDGsを踏まえた様々な視点から**脱炭素社会への取組**や、**食品ロス削減推進計画**を本計画内で新たに策定し、第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）を策定しました。

平成30（2018）年3月～

### 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画を策定

計画期間 平成30（2018）年度～令和9（2027）年度



目指す未来像

ともに取り組み、参加する  
めぐるまち（循環型都市）  
“さいたま”の創造

廃棄物行政における  
新たな課題の発生

### 廃棄物行政における新たな課題

#### 市内人口

令和3（2021）年10月1日時点（住民基本台帳）

約45,000人増加

第4次計画推計比

#### 総排出量

令和3（2021）年度実績（市全体）

約6,000 t増加

第4次計画推計比

#### 廃棄物関連法への対策

食品ロス削減推進法  
プラスチック資源循環促進法

さらなるごみの減量・資源化に向け

### 次のステップへ

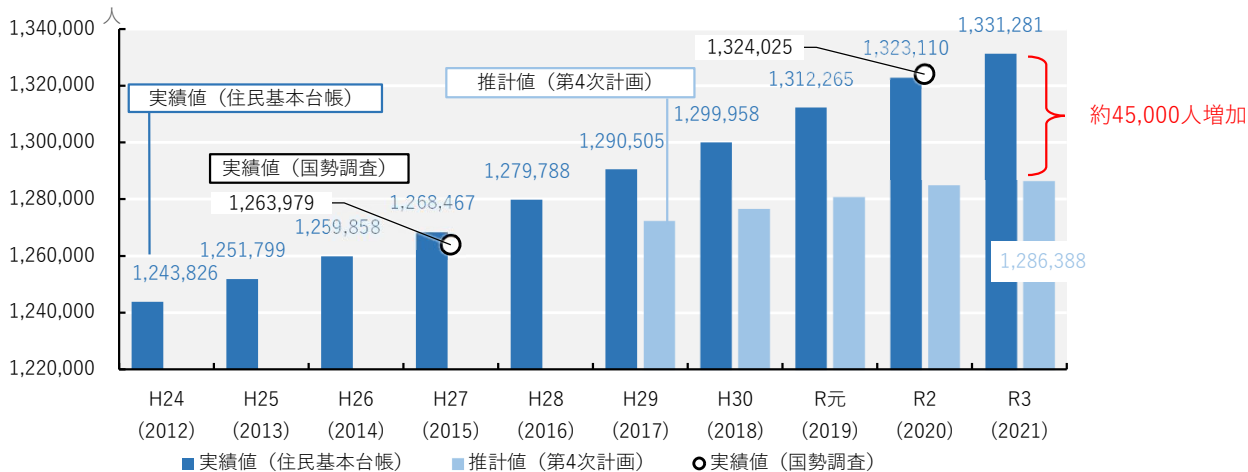
### 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改定版）を策定

計画期間 令和5（2023）年度～令和9（2027）年度

## 第4次計画（改定版）におけるごみ処理の現状

### 人口の推移

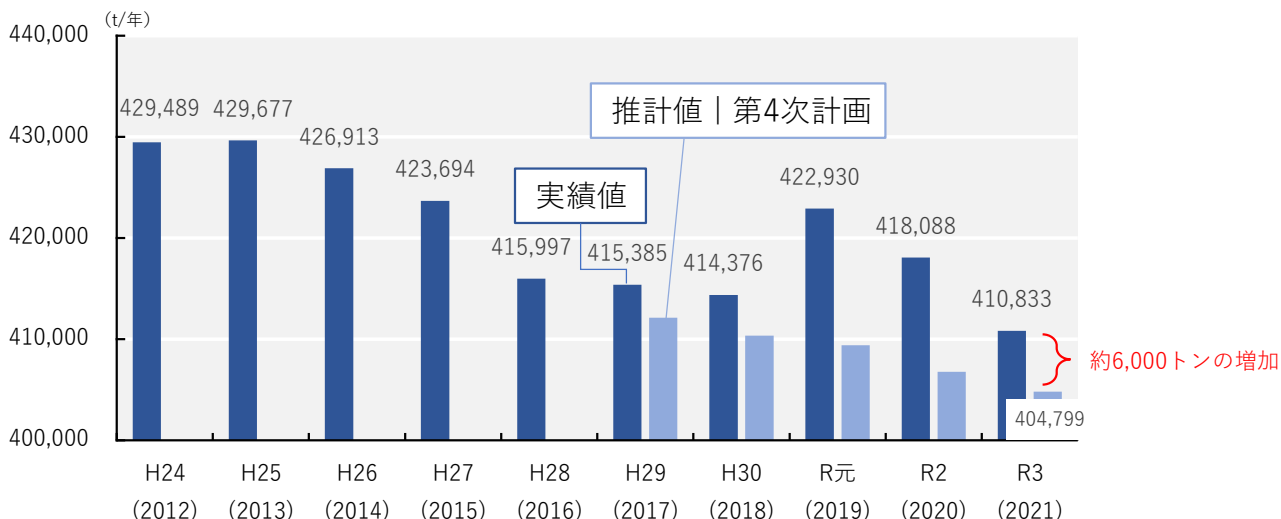
- 人口は、令和3（2021）年10月現在で約133万人であり、平成24（2012）年から令和3（2021）年にかけて約87,000人増加（約7%増）しています。
- 第4次計画において、人口は増加すると推計していましたが、令和3（2021）年度実績では、その推計値より約45,000人増加人数が多くなっています。



参考 実績値（住民基本台帳）は「さいたま市の人口・世帯数」。実績値（国勢調査）は「国勢調査」（総務省）。  
備考 実績値（住民基本台帳）は、各年10月1日現在。

### ごみ総排出量の推移

- ごみ総排出量は、平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて増加しましたが、その後は本市のごみ減量に向けた施策と市民・事業者の努力の成果として、**減少傾向**で推移しています。
- しかし、人口や従業者数の増加に伴い、ごみ総排出量は令和3（2021）年度実績で、推計値より約6,000トン増加しています。



### 家庭系ごみの組成 | 令和3（2021）年度

- もえるごみ（家庭系ごみ）の約27%は不適正排出であり、「資源物1類・2類」が約25%を占めています。
- また、もえるごみに含まれている「プラスチック類」が約11%、「紙おむつ」が約7%となっており、今後収集・処理方法の変更により資源化する可能性があります。
- もえないごみ（家庭系ごみ）の約29%は不適正排出となっています。また、もえないごみに含まれている「プラスチック類」が約11%となっています。

# 第4次計画の取り組み

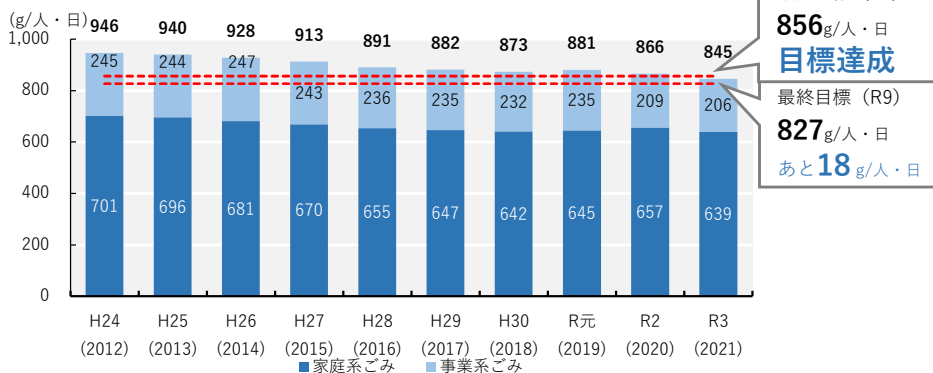
## 計画の内容

- 「第4次計画」では、第3次計画を引き継ぎ、「**ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造**」を基本目標に、**資源循環型【社会経済システム】**の確立、**資源循環型【廃棄物処理システム】**の確立の2つを目標達成に向けた基本的方向に掲げています。
- 達成状況を計る指標に「**市民1人1日あたりの総排出量**」「**市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）**」「**最終処分比率**」の3つの数値目標を定め、これらの数値目標を達成するための施策として9つの基本施策を総合的に展開・推進してきました。

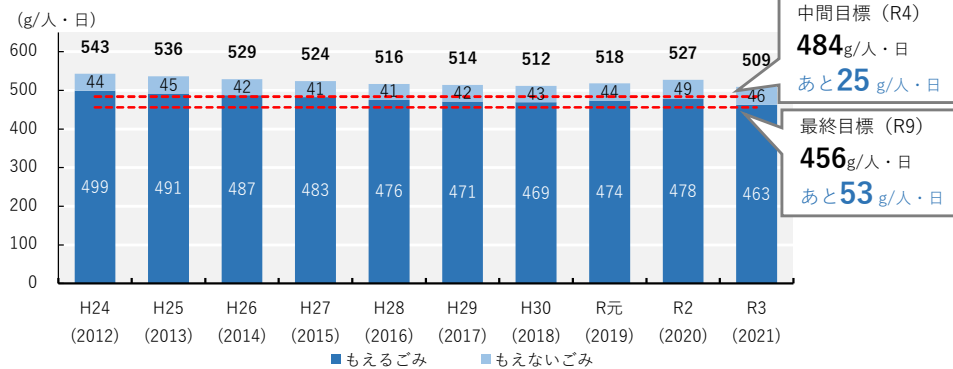
## 第4次計画の状況

- 第4次計画では、数値目標の達成を目指し、9つの基本施策（P5参照）を着実に実施しています。特に「基本施策7 効率的なごみ回収」、「基本施策8 安全・適正なごみ処理」や「基本施策9 施設整備の検討」の施策が推進されています。
- 近年は、家庭系ごみ（資源物除く）のうち、もえるごみ量は、減少傾向にあります。今後も家庭系ごみの中で多く含まれているもえるごみの発生抑制及び資源化の強化が必要と考えられます。

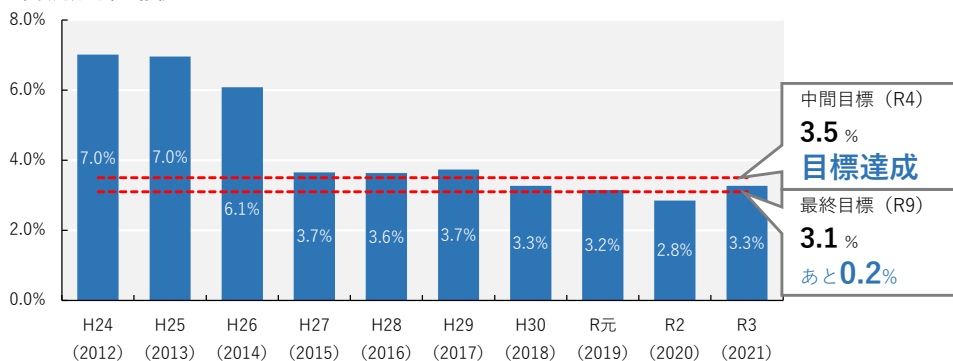
市民1人1日あたりの総排出量の推移



市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）の推移



最終処分比率の推移



### 効率的なごみ回収

- 事業系一般廃棄物に産業廃棄物や資源物などの搬入不適物が混入されていないか、ごみ処理施設において搬入物検査を行いました。
- ごみ拾いアプリと連携したWEBサイト「さいたまごみゼロ365」を開設しました。
- 拠点回収（ボックス回収）、環境施設への直接搬入及び宅配回収した小型家電をリサイクルしました。

### 安全・適正なごみ処理

- 令和元年東日本台風（台風19号）をもとに仮置場候補地、仮置場の運用の再検討を引き続き行うとともに、市内の廃棄物処理業者と締結した災害時の協力に関する協定に基づく体制の点検を行い、発災時の廃棄物処理体制の確保を行いました。

- 溶融スラグ及び溶融メタルを有効利用して最終処分量の抑制に努めました。

- 焼却灰及び飛灰の一部をセメント資源化や人工砂化し、最終処分量を縮減しました。

### 施設整備の検討

- サーマルエネルギーセンターにおいて、民間の活力を生かした事業手法（DBO方式）を導入しました。

# 第4次計画（改定版）の取り組み

## 基本目標

ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）“さいたま”の創造

## 基本的方向

### 1. 資源循環型【社会経済システム】の確立

- 市民・事業者・市の協働によるごみの発生・排出の抑制とリサイクルの推進を通じて、環境負荷の少ない循環型都市の実現を目指します。

### 2. 資源循環型【廃棄物処理システム】の確立

- 効率的で環境負荷の少ないごみ処理システムを構築します。

## 数値目標

- めぐるまち（循環型都市）の実現に向けた達成状況を計る指標として、以下の数値目標を定めます。

入口	数値目標 1 市民1人1日あたりの総排出量（継続）
	基準年度（令和3（2021）年度） 845 g/人・日
	中間目標（令和4（2022）年度） 856 g/人・日以下（11g   1.3%） 達成
	最終目標（令和9（2027）年度） 827 g/人・日以下（△18g   △2.1%）
	数値目標 2 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）（継続）
	基準年度（令和3（2021）年度） 509 g/人・日
	中間目標（令和4（2022）年度） 484 g/人・日以下（△25g   △4.9%）
	最終目標（令和9（2027）年度） 456 g/人・日以下（△53g   △10.4%）
	数値目標 3 ごみ総排出量（新規）
	基準年度（令和3（2021）年度） 410,833t/年
	最終目標（令和9（2027）年度）* 390,867t/年以下（△19,966t   △4.9%）
出口	数値目標 4 最終処分比率（継続）
	基準年度（令和3（2021）年度） 3.3%
	中間目標（令和4（2022）年度） 3.5%以下 達成
	最終目標（令和9（2027）年度） 3.1%以下

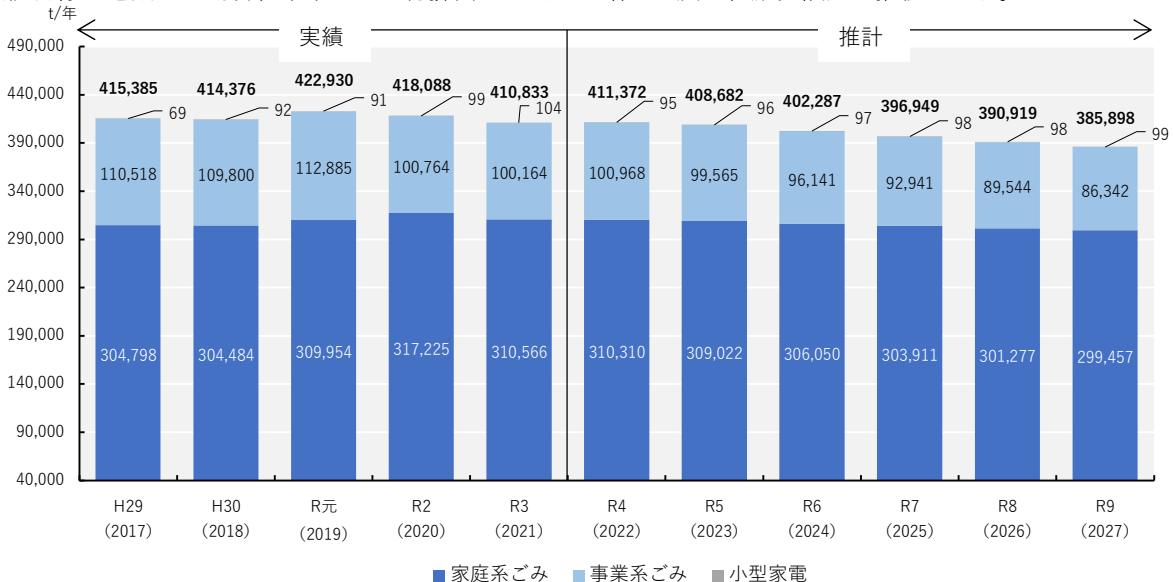
※下図の推計値は目標値と異なります。

#### 【数値目標3 ごみ総排出量】

市民1人1日あたりの総排出量が目標を達成していても、人口増加が予想を上回ることでごみ総排出量も当初の予測を上回っています。そのため新たにごみ総排出量についてもコントロールする必要があることから、今回新たにごみ総排出量を数値目標として設定し、達成状況を管理していきます。

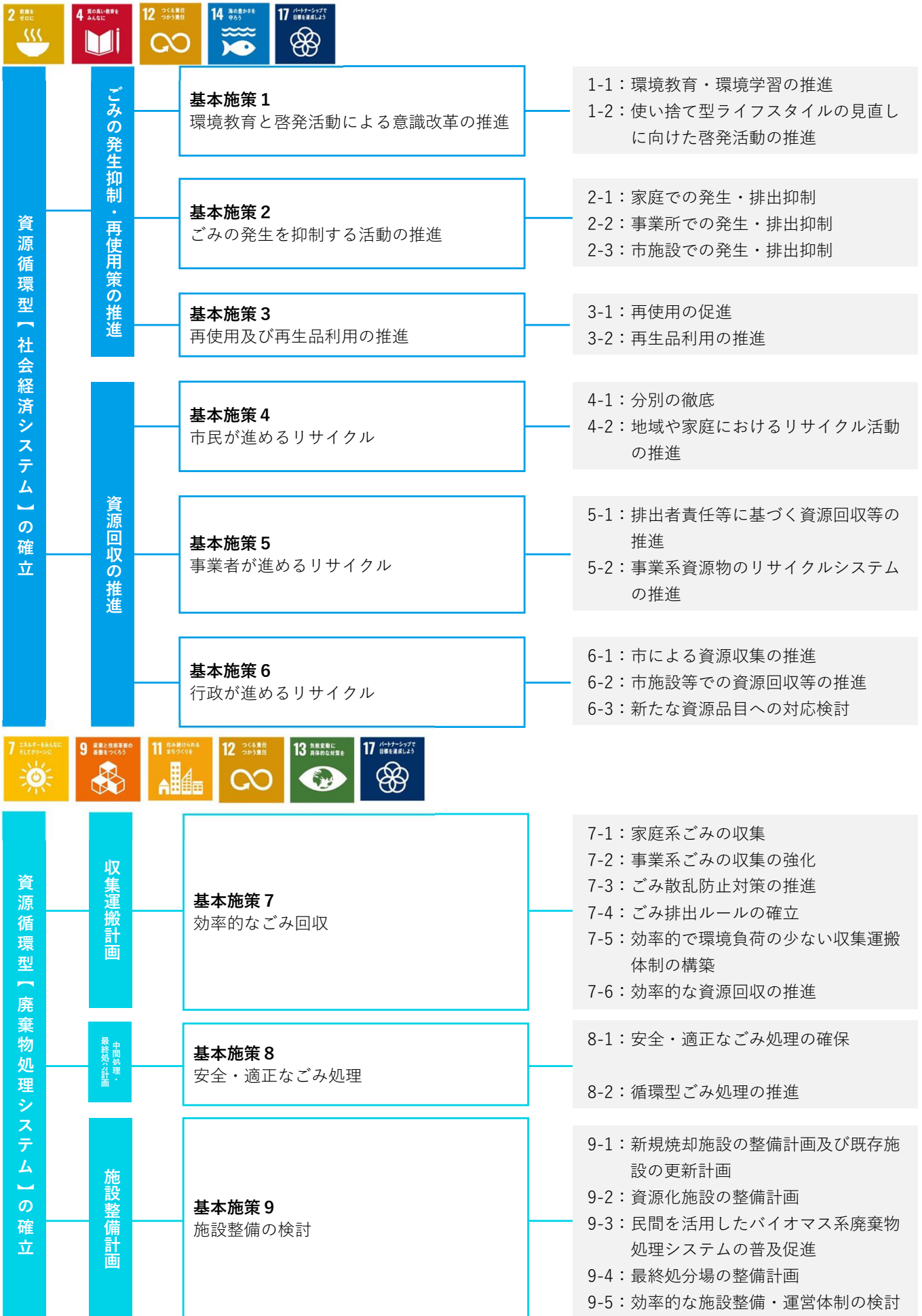
## 数値目標達成時の本市の姿

- 数値目標を達成した場合、本市のごみ総排出量は人口の増加に反し、減少傾向で推移します。



# 目標達成に向けた第4次計画（改定版）の施策体系

目標達成に向け、現行計画に引き続き9つの基本施策を総合的に展開・推進していきますが、新規・強化項目を設定し、さらなるごみの減量化を図ります。



## 新規・強化個別項目の概要

### ごみの発生抑制・再使用策の推進（リデュース・リユース）

#### 2-1-1 【強化①】食品ロス削減に向けた取り組みの促進

- 食べ残しの発生抑制や手つかず食品の有効活用に向けて、食品ロスの発生要因に応じた施策を実施することにより、食品ロスの更なる削減を図ります。

#### 2-2-1 【強化①】食品ロス削減に向けた取り組みの促進

- 「チーム Eat All」について、市と事業者による連携を今後も維持しながら、効果的な啓発事業を行います。

### 資源回収の推進

#### 4-1-1 【強化②】資源物1類・2類の分別啓発

- 資源物1類及び2類の適正な分別・排出方法について、出前講座、家庭ごみの出し方マニュアル、WEBサイトにて啓発を行います。特に若年層（20～29歳）に対する効果的な啓発を検討し実施します。

#### 4-2-1 【強化③】団体資源回収運動補助事業

- 令和2（2020）年度、令和3（2021）年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い減少した団体数の回復と資源回収量の増加を図ります。

#### 5-1-1 【強化④】大手製造小売業者との包括連携協定に基づくリサイクルの推進

- 「チーム Eat All」事業の枠組みも活用しながら、連携先の拡大及び取組内容の充実を図っていきます。

#### 6-2-1 【強化⑤】公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進

- 公共施設における剪定枝、生ごみ、紙ごみ等の資源化を推進することにより、市が市民・事業者のロールモデルとなり、ごみの減量及び資源化を促進します。

#### 6-3-2 【新規①】プラスチック資源循環促進法への対応

- 「可能な限り収集方法を変更しない」「可能な限り既存施設を活用する」を前提に新たな資源化ルートの構築を検討します。

#### 6-3-3 【新規②】使用済み紙おむつリサイクルへの対応

- 現在、もえるごみとして収集している使用済み紙おむつのリサイクルに向けた仕組みづくりの検討を進めていきます。

#### 7-1-2 【強化⑥】収集所の諸制度に関する見直し

- 戸別回収の需要を確認します。

#### 7-2-1 【強化⑦】搬入物検査の実施

- 事業系一般廃棄物に産業廃棄物や資源物などの搬入不適物が混入されていないか、搬入物検査の実施回数を増やし、対象車両を拡大するなど強化を図ります。

#### 7-3-1 【強化⑧】不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施

- 「不法投棄110番」を通じた情報収集、民間事業者と締結している「不法投棄の情報提供に関する協定」による監視体制の構築・強化、高性能監視カメラの増設を行います。

#### 7-5-2 【強化⑨】効率的な収集エリア・体制の構築

- 一般廃棄物収集体制検討委員会において、各環境センターの処理能力を踏まえた直営収集エリアの変更及び委託業者への転送について検討し、決定する必要があります。

### 中間処理・最終処分・施設整備計画

#### 8-1-1 【強化⑩】災害廃棄物処理計画の改定

- 大規模災害時においても適正、円滑、迅速な廃棄物処理を行えるように「市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例」（廃棄物処理法第9条の3の2）及び「市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例」（廃棄物処理法第9条の3の3）を活用し、迅速に一般廃棄物処理施設を設置します。

#### 8-1-4 【新規③】ごみ処理手数料の適正化

- 近隣自治体のごみ処理手数料を踏まえて手数料の適正化を行います。

#### 9-4-2 【新規④】最終処分場の延命化

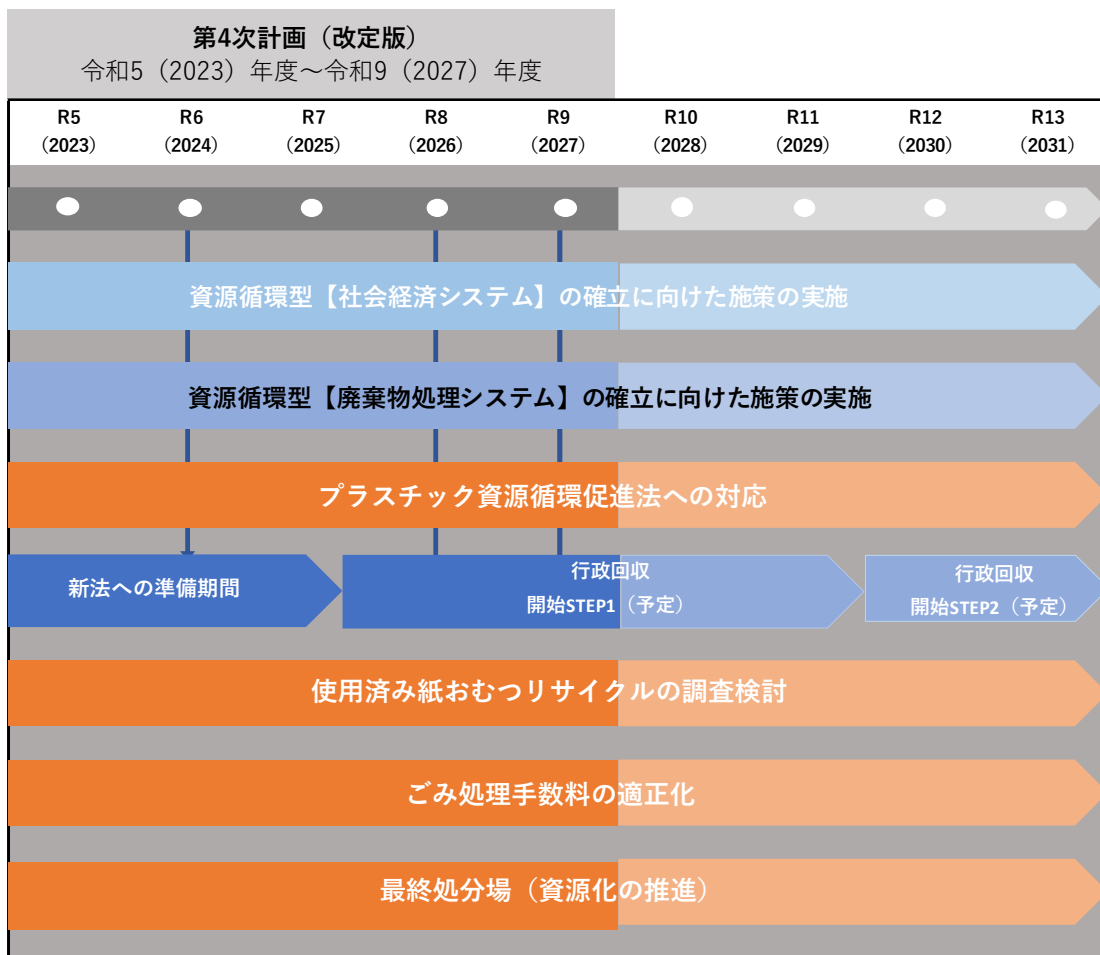
- 更なる資源化を進めるとともに、他自治体との協力を得ながら、市内の最終処分場の延命化の方針で事業を推進します。

# 新規項目のロードマップと推進体制

## ロードマップ

進行管理に重点を置き、定期的な評価・見直しにより、ごみの減量・資源化施策を効果的に推進していきます。

- 平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までを第4次計画、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを第4次計画（改定版）として、次の基本的方向で計画を推進していきます。



## 推進体制

市民・事業者・市のパートナーシップにより効率的かつ効果的に推進していきます。

- 市民の役割 | 大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改める。市の施策への積極的な協力。 等
- 事業者の役割 | 事業活動におけるごみの発生抑制に配慮。事業者自らの責任による適正な処理。 等
- 市の役割 | 市民・事業者の「環境に配慮する行動」が円滑に進むようバックアップ体制を確保。 等

発行 第4次計画（改定版） 令和5（2023）年3月

編集 さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1338 FAX 048-829-1991 E-mail shigen-junkan@city.saitama.lg.jp